

＜障害者の権利に関する条約仮訳（抜粋）＞

第1条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第2条 定義

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

(a)～(j) (略)

2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

第5条 平等及び差別されないこと

1 締約国は、すべての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第27条 労働及び雇用

1. 締約国は、障害者が他の者と平等に労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を受け入れ、及び障害者にとって利用可能な労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。
 - (a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害を理由とする差別を禁止すること。
 - (b) 他の者と平等に、公正かつ良好な労働条件（例えば、均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬）、安全かつ健康的な作業条件（例えば、嫌がらせからの保護）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
 - (c) 障害者が他の者と平等に労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を効果的に利用することを可能とすること。
 - (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びその職業に復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自営活動の機会、起業能力、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
 - (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
 - (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
 - (j) 開かれた労働市場において障害者が実務経験を取得することを促進すること。
 - (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。
2. 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれな^いこと及び他の者と平等に強制労働から保護されることを確保する。

第33条 国内における実施及び監視

1. 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
2. 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
3. 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

障害者権利条約批准国一覧（2009年9月末現在、全70カ国）

地域	国名	批准年月日	地域	国名	批准年月日
欧州	ハンガリー共和国	2007.7.20	中南米	チリ共和国	2008.7.29
	クロアチア共和国	2007.8.15		アルゼンチン共和国	2008.9.2
	スペイン王国	2007.12.3		パラグアイ共和国	2008.9.3
	サンマリノ共和国	2008.2.22		コスタリカ共和国	2008.10.1
	スロベニア共和国	2008.4.24		ウルグアイ東方共和国	2009.2.11
	トルクメニスタン	2008.9.4		グアテマラ共和国	2009.4.7
	オーストリア共和国	2008.9.26		ハイチ共和国	2009.7.23
	スウェーデン王国	2008.12.15		ブラジル連邦共和国	2009.8.1
	アゼルバイジャン共和国	2009.1.28		ドミニカ共和国	2009.8.18
	ドイツ連邦共和国	2009.2.24		オセアニア	オーストラリア連邦
	イタリア共和国	2009.5.15	ニュージーランド		2008.9.25
	イギリス	2009.6.8	バヌアツ共和国		2008.10.23
	ベルギー王国	2009.7.2	クック諸島		2009.5.8
	デンマーク王国	2009.7.24	中東	カタール国	2008.5.13
セルビア共和国	2009.7.31	ヨルダン・ハシェミット王国		2008.5.31	
ポルトガル共和国	2009.9.23	サウジアラビア王国		2008.6.24	
チェコ共和国	2009.9.28	オマーン国		2009.1.6	
トルコ共和国	2009.9.28	イエメン共和国		2009.3.26	
アジア	インド	2007.10.1		シリア・アラブ共和国	2009.7.10
	バングラディシュ人民共和国	2007.11.30	アフリカ	ガボン共和国	2007.10.1
	フィリピン共和国	2008.4.15		南アフリカ共和国	2007.11.30
	タイ王国	2008.7.29		ナミビア共和国	2007.12.4
	中華人民共和国	2008.8.1		ギニア共和国	2008.2.8
	大韓民国	2008.12.11		チュニジア共和国	2008.4.2
	モンゴル国	2009.5.13		マリ共和国	2008.4.7
	ラオス人民民主共和国	2009.9.25		エジプト・アラブ共和国	2008.4.14
ジャマイカ	2007.5.30	ケニア共和国		2008.5.19	
パナマ共和国	2007.8.7	ニジェール共和国		2008.6.24	
キューバ共和国	2007.9.6	ウガンダ共和国		2008.9.25	
ニカラグア共和国	2007.12.7	レソト王国	2008.12.2		
エルサルバドル共和国	2007.12.14	ルワンダ共和国	2008.12.15		
メキシコ合衆国	2007.12.17	モロッコ王国	2009.4.8		
ペルー共和国	2008.1.30	スーダン共和国	2009.4.24		
エクアドル共和国	2008.4.3	ブルキナファソ	2009.7.23		
ホンジュラス共和国	2008.4.14	マラウイ共和国	2009.8.27		